

香川大学農学部学生研究支援費給付実施要項

1 趣旨

農学部、農学研究科及び連合農学研究科(香川大学に配属)に在籍する学生(以下、学生という。)に対し、学生研究支援費を支給することにより、学生及び教員の研究活動の活性化を図る。

2 支援対象者

- (1) 学生(留学生及び連合農学研究科学生を除く)が、学会(県内で行われる学会を除く)で口頭発表又はポスター発表で代表者として発表する者。
- (2) 学生が指導教員等の依頼で研究資料収集旅行及びセミナー等に出席する者。

3 給付額等

- (1) 前項第 1 号に該当する給付額は、1 万円とする。支給は、学部、大学院各々につき在学期間中で 1 回とし法人運営費の教育経費より支弁する。
- (2) 前項第 2 号に該当する給付額は、指導教員等の研究経費(外部資金を含む)により交通費の実費額を支給する。ただし、予算の都合により宿泊費の実費額を上限とし、宿泊費相当額を増額して支給できるものとする。
- (3) 前項第 2 号に該当する場合に研究補助業務を併せて実施するときは、謝金相当額を加算することができるものとする。
- (4) 前項第 1 号と第 2 号の要件が同一の場合は、どちらか一方を支給する。

4 申請時期

- (1) 第 2 項第 1 号に該当する場合は、四半期最初の月毎の募集により申請するものとする。
- (2) 第 2 項第 2 号に該当する場合は、指導教員等が必要と認めたときに申請するものとする。

5 申請の手続

- (1) 第 2 項第 1 号による場合は、学生が募集期間中に別紙様式 1 の申請書に、指導教員の確認印を押印の後、学会発表のプログラム、要旨及び学生自身が口頭発表又はポスター発表で発表することがわかる書類を添付して申請するものとする。
- (2) 第 2 項第 2 号による場合は、指導教員等が別紙様式 2 により申請するものとする。
- (3) 前各号の申請書は、農学部事務課課長補佐に提出するものとする。

6 受給者の決定

農学部長又は農学研究科長は、申請書を基に予算内で受給者を決定する。

7 報告書の提出

受給者は、用務終了後速やかに、香川大学農学部学生研究支援費報告書を農学部長又は農学研究科長に提出するものとする。

第 2 項第 1 号に該当する場合は別紙様式 3、第 2 項第 2 号に該当する場合は別紙様式 4 により報告するものとする。

8 給付の方法

受給者の報告書を確認後に受給者名義の預金口座に振り込むものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 7 月 10 日施行の香川大学農学部学生研究支援費給付実施要項は、廃止する。

附 則

- 3 この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
なお、平成 26 年度以前に学生研究支援費を支給された者にも適用する。